

「ルシアナハナキの外見を決める権利」の売買における契約書

ルシアナハナキ（以下、甲という）と購入者（以下、乙という）とは、ルシアナハナキの外見を決める権利（以下、本権利という）の売買にあたり付帯する条件を定めるため、以下のとおり契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（実施内容）

乙は甲の外見を自由にカスタマイズできる。
ただし、この契約には性的なサービスは一切含まれない。

第2条（甲と乙による表明）

甲は、可能な限り自分の姿を乙の指定に寄せることを誓約する。
乙は、そのための金銭的なサポートを行う。

第3条（代金）

乙は、本権利の代金として、日本円で毎月20万円を甲に支払う。
甲は、ほかの経費については、その都度領収書を提出し、乙に請求する。

第4条（甲と乙の義務）

甲は契約中、乙に指定された衣服を身につけ、指定された髪型、化粧で生活をする。
乙は毎月、女性ファッション雑誌を購入し、両方で服装やヘアメイクの方向性について話し合う。
甲は毎月、乙が指定したスタイリストのもとでヘアケアを行う。
具体的には、
・洋服：COCO DEAL、SNIDEL、Apuweiser-riche、Pinky & Diane、Strawberry Fields、Andemiu、Rirandtureなど。
・洋服用参考雑誌：Sweet、Oggi。
・靴：7cm以上のヒール靴。Dianaなど。
・部屋着：gelato pique。
・下着：WacoalのSalute。
・スキンケア：資生堂SK2。
・メイク：透明感のある清楚系。ベースはIPSAの青。ファンデーションはDiorのクッションファンデ、チークはクリニークのブルーピンク、マスカラはランコム。リップのブランドに制限はないが、色はベージュやピンク系。
甲は、乙のカスタムに耐えうる身体と顔面を保持すること。乙は、甲が自分の指定するスタイルに似つかわしくないと判断する時、契約を打ち切ることができる。
乙は、甲を自分の望み通りにカスタムするための経済力を保持すること。甲は、乙にその甲斐性がないと判断した時契約を打ち切ることができる。

第5条（禁止事項）

甲は、以下の状態で乙と会わない。
・スウェット
・ブラッシングしていない髪
・すっぴん
・赤すぎたり、紫など奇抜な色の口紅
・キレイめではないパンツスタイル
・フリルなど少女趣味の服装
・スニーカーなど7cm以上のヒールでない靴
乙は、甲に性格や生き方など外見以外の注文をつけない。

第6条（権利義務の譲渡）

甲及び乙は、第三者に対して、本契約の当事者たる地位及び本契約から生ずる一切の権利義務について、承継、譲渡その他の処理を行ってはならない。

第7条（協議事項）

甲と乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し疑義が生じたときは、相互に信義誠実の原則に則り、誠意をもって協議し解決するものとする。

当事者は、本契約書の文言のみに依拠し、それ以外のいかなる資料もその解釈に用いてはならない。
甲（ルシアナ ハナキ）は、乙（ ）を自分の外見の決定者と認め、乙は的確な指示とそのための金銭的補助を責任を持って遂行する。
以上の契約の成立を証するため本契約書を2通作成し、甲乙各1通ずつこれを保有するものとする。

平成 24年 12月 23日

甲 ルシアナ ハナキ

乙